

【マーケット・リスク】

【第9章（マーケット・リスク）関係】

＜マーケット・リスク相当額不算入の特例及び簡易的方式の適用可否＞

【関連条項】第4条、第16条、第27条、第39条、第271条の2第4項

第4条-Q1 自己資本比率の計算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しないことができる当期の期中に係る条件（以下「不算入特例に係る期中の量的基準」といいます。）や、簡易的方式を適用することができる当期の期中に係る条件（以下「簡易的方式に係る期中の量的基準」といいます。）は、いつの時点で満たすことを確認するのですか。（令和4年11月30日追加、令和8年8月24日修正）

(A)

不算入特例に係る期中の量的基準や簡易的方式に係る期中の量的基準は、連結ベースの特定取引勘定の資産及び負債の合計額（特定取引勘定設置銀行以外の銀行においては、連結ベースの商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の合計額をいう。以下、まとめて「対象勘定合計額」という。）及び外国為替リスク・カテゴリー全体のネット・ポジションの額を日次で算出したものが基準を満たすことを確認します。

ただし、実施されている決算期末ごと（例えば四半期決算を実施されている場合は四半期ごと）に対象勘定合計額及び外国為替リスク・カテゴリー全体のネット・ポジションの額が基準を満たすことを確認する方法を用いて差し支えありません。

なお、マーケット・リスク相当額を算入する金融機関は、不算入特例に係る期中の量的基準~~や簡易的方式に係る期中の量的基準~~を確認することは不要です。